

意見書

令和2年8月21日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

令和2年8月21日に開催した令和2年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より水道施設整備事業1箇所、道路事業2箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 水道施設整備事業【再評価対象事業】

14番 ほくちゆうせいすいどうようすいきょうきゅうじぎょう 北中勢水道用水供給事業

14番については、平成5年度に事業に着手し、平成15年度、平成20年度、平成27年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

(2) 道路事業【再評価対象事業】

1番 こくどう 国道421号 ごう だいあん 大安ICアクセス

6番 こくどう 国道167号 ごう いそべ 磯部バイパス

1番については、平成24年度に事業に着手し、平成30年度に再評価を行い、その後全体計画事業費に変更があったことから、再評価を行った事業である。

6番については、平成24年度に事業に着手し、平成28年度に再評価を行い、その後全体計画事業費に変更があったことから、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、14番については、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。なお、今後の水道用水供給事業の方向性について、県と市町との役割分担も含めて総合的に検討されたい。

1番については、継続審議とする。次回は、残土を有効に利用していることを再度説明されたい。

6番については、継続審議とする。次回は、事業費増額に至った経緯をより明確に説明されたい。